

保険証は、なくさないよう大切にしましょう！

国民健康保険 後期高齢者医療制度 の被保険者の皆さんへ

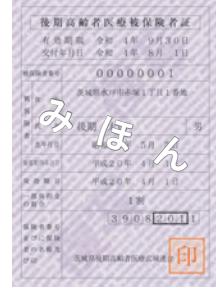
## 新しい保険証を郵送します

【問い合わせ】保険課医療保険担当(☎282-1711 ▽国民健康保険に関するご質問  
内線1131～1133 ▽後期高齢者医療制度に関するご質問…内線1134・1135)



国民健康保険  
被保険者証

後期高齢者医療被保険者証  
(はがき大)



7月12日(火)から、新しい保険証を簡易書留で郵送します(下表1参照)。新しい保険証が届いたら、住所・氏名等の記載内容を確認の上、8月1日(月)からご使用ください。古い保険証は、8月1日(月)以降に、はさみ等で裁断して廃棄するか、保険課(役場行政棟1階)へご返却ください。

【表1 保険証の名称と送付期間等】

| 保険証の名称             | 対象                       | 宛先     | 送付期間            |
|--------------------|--------------------------|--------|-----------------|
| 国民健康保険被保険者証        | 国民健康保険の被保険者              | 世帯主    | 7月12日(火)～27日(水) |
| 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証 | 国民健康保険の被保険者で70歳から74歳までの方 | 世帯主    |                 |
| 後期高齢者医療被保険者証       | 後期高齢者医療制度の被保険者           | 被保険者本人 |                 |

配達期間内に不在等で受け取ることができなかった方は、7月29日(金)以降(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、▽窓口に来る方の本人確認ができるもの(顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証等)の場合はいずれか1点、その他(保険証・介護保険証・通帳等)の場合はいずれか2点)▽印鑑(ゴム印不可)——をお持ちの上、保険課へお越しください。※国民健康保険の被保険者については、世帯主と同一世帯でない方が受け取りに来る場合は、委任状が必要となります。

## 国民健康保険(国保) の被保険者の皆さんへ

### 【新しい保険証の有効期限は、8月1日～令和5年7月31日(1年間)です】

ただし、国保の被保険者で下表2の事項に該当する方は有効期限が異なりますので、ご注意ください。

【表2 保険証の有効期限が異なる方と有効期限等】

| 対象              | 有効期限                      | 変更理由および新しい保険証について   |
|-----------------|---------------------------|---|
| 8月以降に70歳になる方    | 誕生月の月末(1日が誕生日の場合は誕生月の前月末) | 誕生月の翌月(1日が誕生日の場合は誕生月)から使用する高齢受給者証が一体となった保険証を郵送します。          |
| 75歳になる方         | 誕生日の前日                    | 国保の加入は74歳までです。誕生日から後期高齢者医療制度へ変更となるため、誕生月の前月中旬に加入通知を別途郵送します。 |
| 外国籍で在留期間が満了となる方 | 在留期間満了日                   | 在留期間の更新後、在留カードを保険課へお持ちの上、有効期限を更新してください。                     |
| 保険税の未納がある方      | 令和5年1月31日                 | 過年度分を完納後、保険課へお越しの上、有効期限を更新してください。※納付が困難な場合はご相談ください。         |

### 【進学や施設入所等で村外へ住民票を移した方も、保険証の交付が受けられます】

村外へ住民票を移した方は、以下のものをお持ちの上、保険課へ申請してください。

▽学生の方…在学証明書(令和4年4月1日以降に発行のもの)、対象者と世帯主のマイナンバー、窓口に来る方の本人確認ができるもの、印鑑 ※在学証明書の取得に日数がかかる等の場合はご相談ください。

▽施設等入所の方…在園証明書、対象者と世帯主のマイナンバー、窓口に来る方の本人確認ができるもの、印鑑 ※在園証明書は役場へ直接郵送する施設もありますので、入所している施設にご確認ください。

### 【就職等で他の健康保険に加入した方は、国保をやめる手続きが必要です】

新しい保険証と国保の保険証をお持ちになり、保険課へお越しの上、国保をやめる手続きをしてください。所定の手続きがない場合、国保税が賦課され続ける可能性があります。

### 【一部の医療機関や薬局で、マイナンバーカードを保険証として利用できます】

マイナンバーカードを保険証として利用するには、マイナポータルサイト(<https://myna.go.jp>)での事前登録が必要です。※▽運用開始後も従来の保険証を利用できます。▽医療機関や薬局によって運用開始時期が異なりますので、ご注意ください。